

2020年5月29日

会員各位

継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例(改訂版)について

東京株式懇話会研究部

2020年5月28日に法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」(注)が更新されたことに伴い、2020年5月12日付「継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例について」を、法務省民事局とも相談の上、別紙のとおり改訂しましたので、会員各社の参考に供することとします。

改訂内容は、当初の株主総会の時点において改選期にある取締役の任期が満了するものとして選任する場合の〔記載例2〕の追加、設例の変更(「商業・法人登記事務に関するQ&A」【Q2-3】にあわせる)等です。

なお、登記申請に際しては、司法書士、法務局等にも事前にご確認いただくようお願いいたします。

(注) http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

(別紙)

○ 継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例(改訂版)

〔前提条件〕

- ・2020年6月30日に定時株主総会を開催する(計算書類の報告及び承認は7月30日に開催される継続会で実施予定)。
- ・取締役A、B、C、D、Eは本総会終結時をもって任期満了となり、取締役A、B、C、Dは重任、取締役Eは退任し、その後任としてFが取締役に就任する予定。

〔記載例1〕 当初の株主総会の時点において取締役Eが辞任し、その後任にFを選任する場合

第〇号議案 取締役5名選任の件

取締役A、B、C、Dは、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役Eは、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)をもって辞任いたしますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者Fは取締役Eの後任として選任するものであり、その就任の時期は、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)といたします。

(留意事項)

- ・取締役Eの辞任、取締役Fの就任の時期は6月30日であるため、登記原因は、それぞれ「令和2年6月30日辞任」、「令和2年6月30日就任」となる。登記の申請は6月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。
- ・当初の株主総会(6月30日)において再任された取締役A、B、C、Dは、7月30日の継続会終結の時をもって任期満了により退任することから、登記原因はいずれも「令和2年7月30日重任」となる。登記の申請は7月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。
- ・法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」は、「当初の株主総会の議事録には、新任の役員(F)が当初の株主総会の日をもって辞任した役員(E)の後任として選任された旨が記載されることが必要」としているが、〔記載例1〕に相当する議案(株主総会参考書類)が株主総会議事録に添付されることで差し支えない。

**〔記載例2〕 当初の株主総会の時点において改選期にある取締役の任期が満了するものとして
選任する場合**

第〇号議案 取締役5名選任の件

取締役 A、B、C、D、E は、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)をもって任期満了により退任するものとし、その後任として取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の就任の時期は、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)となります。

(留意事項)

- ・取締役 E の退任、取締役 F の就任の時期は6月30日であるため、登記原因は、それぞれ「令和2年6月30日退任」、「令和2年6月30日就任」となる。登記の申請は6月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。
- ・当初の株主総会(6月30日)において再任された取締役 A、B、C、D の登記原因はいずれも「令和2年6月30日重任」となる。登記の申請は6月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。
- ・法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」は、「当初の株主総会の議事録には、改選期にある役員等の任期が当初の株主総会の時点で満了する旨及びその後任を選任した旨が記載されている必要があると考えられ」としているが、〔記載例2〕に相当する議案(株主総会参考書類)が株主総会議事録に添付されることで差し支えない。